

協力会社の皆さんへ

多田建設株式会社

労災上積保険（法定外補償保険）加入について

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社ではこの度、労働災害に対する補償費負担のリスク軽減と平等化を目的として、下記の通り外注工事の取引条件に一定額の労災上積保険の加入を義務付ける制度を導入することと致しました。

近年労働災害への社会的関心が高まり、雇用主の従業員に対する民事責任が強化傾向にあり、死亡災害や後遺症が残る災害での損害賠償金、和解金等が高額化してきています。万一にも労働災害が発生した場合、雇用主が従業員（被災者）またはその遺族に対して法定労災保険以外に高額の補償金等を負担する事態が生じます。

弊社は、こうした状況を踏まえ、会員様の負担を軽減する目的で、安全協力会と連携し災害給付制度とし労災上積保険（法定外補償）に加入しておりますが、この制度は被災者救済の最後の砦であり、基本は雇用主様の使用者責任において労災上積補償の充実を図っていただく必要があると考えます。

つきましては、平成 27 年 4 月より運用を開始致しますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

【制度の概要】

①加入対象となるお取引先

弊社発注工事を請負う全ての外注工事業者

ただし、運転手付き機械リース業者、資材の納入業者、土砂・ガラ等の運搬業者、調査・測量工業者、および労災上積保険と同等の制度を有する場合は除く

②労災上積保険加入要件

a. 保険の種類

政府労災の適用に連動して保険金が支払われる法定外労働災害補償制度である労働災害上積保険（下請負人担保特約及び特別加入者（一人親方、中小事業主）担保特約付帯とする）

b. 労災上積保険補償対象者

一次協力会社並びに一次協力会社の関連下請負会社の従業員（一人親方、中小事業主を含む）

c. 上積補償額

死亡及び後遺障害 1～3 級 1,000 万円以上並びに後遺障害 4～7 級まで担保（金額任意）

d. 支援制度

未加入業者、加入金額不足業者への支援策として、(株)シンコー保険部を代理店とする労災上積保険商品がご利用出来ます。（割引制度有り）

③運用開始（平成 27 年 4 月以降）

- ・見積徴収時に労災上積保険加入が必要である旨を見積条件書で提示し、加入を確認します。
- ・新規取引業者等で万一、未加入または金額等の要件不足の場合は、遅くとも着工までに要件を満たす上積保険に加入するよう手続きをお願いします。
- ・保険証券の写しを提出していただき、加入の確認をします。

以上